岩手県立大学宮古短期大学部協力会規約

（名称）

第１条　この会は、岩手県立大学宮古短期大学部協力会（以下「協力会」という。）と称する。

（目的）

第２条　協力会は、岩手県立大学宮古短期大学部（以下「宮古短大部」という。）と地域との交流を通じて、宮古短大部の充実、発展と地域の産業、文化の向上に資することを目的とする。

（事業）

第３条　協力会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）宮古短大部と地域との交流に関すること。

（２）宮古短大部の整備拡充に関すること。

（３）その他、目的達成に必要な事項に関すること。

（組織）

第４条　協力会は、宮古市及び下閉伊管内町村並びに会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

（役員）

第５条　協力会に次の役員を置く。

（１）会長　　１名

（２）副会長　２名

（３）監事　　２名

２　役員は、総会において選任する。

３　役員の任期は２年とし、再任を妨げない。

４　補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　役員は、任期満了後でも後任者の定まるまでその職務を行う。

（役員の職務）

第６条　会長は、協力会を代表し、会務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

３　監事は、協力会の会計を監査する。

（会議）

第７条　協力会の会議は、総会とし、会長がこれを召集する。

２　総会は、毎年２回これを開催する。ただし、会長が特に必要と認めたときは、臨時に総会を開くことができる。

３　総会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

（１）規約の制定及び改廃に関すること。

（２）事業計画及び事業報告に関すること。

（３）予算及び決算に関すること。

（４）役員の選出に関すること。

（５）その他、会長が必要と認めた事項に関すること。

４　総会においては、会長が議長となる。

５　総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第８条　会長は、必要に応じて宮古短大部関係者の意見を聴取するため、総会への出席を求めることができる。

（事務局）

第９条　協力会の事務を処理するため、宮古市教育委員会に事務局を置く。

（経費）

第１０条　協力会の経費は、負担金、補助金及びその他の経費をもって充てる。

（会計年度）

第１１条　協力会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（補則）

第１２条　この規約に定めるもののほか、協力会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規約は、平成１８年５月３０日から施行する。

附　則

この規約は、令和２年５月１日から施行する。